

令和3年度

水戸市一般不妊治療等助成事業のご案内

特定不妊治療に移行する前の一般不妊治療・検査費用の一部を助成します

○対象となる治療等

- 一般不妊治療における治療（検査を含む）
※詳しくは、下記の表をご覧ください。



みどりちゃん

○対象者・治療内容・助成限度額

内容	<p>一般不妊治療における治療（検査含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関で実施した治療（検査）であること ・特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に移行する前の治療であること
対象者	<p>次のすべての要件に該当する方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係である場合。 2) 夫婦のいずれか一方が検査・治療開始日から申請日まで継続して水戸市に住民票を有していること。 3) 各申請における治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること。 4) 申請する治療（検査）について、他の地方公共団体から補助を受けていない。
治療（検査）内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が必要と認めた検査及び治療 ・保険適用の治療（検査）の自己負担分及び保険適用外の治療（検査）分（入院時の差額ベット代、食事療養費、文書料、処方箋によらない薬（サプリメント等）、医療機関以外で受けた治療費等を除く） ・検査：精液検査、内分泌検査、画像検査、精子受精能検査、染色体・遺伝子検査、超音波検査、内分泌検査、感染症検査、卵管疎通性検査、頸管粘液検査、フーナーテスト、子宮鏡検査等 ・治療：タイミング療法（待機療法）、薬物療法、人工授精、手術療法等
助成限度額	<p>1年度につき 5万円まで（5万円に達するまで複数回申請できます。） ※治療額が限度額に満たない場合、実際にかかった対象の額が助成額となります。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・治療の終了日が令和3年10月1日以降であり、令和3年10月1日以降にかかった治療（検査）分について申請できます。 ・「1回の治療」とは、検査の開始日若しくは治療開始日から妊娠判定を実施した日、特定不妊治療に移行することになった日又は治療終了と医師が判断した日までとなります。

○申請手続き



- ※1回の治療毎に、その治療が終了してから申請して下さい。
※申請前に必ず市保健所へご相談ください。

申請期限	備考
1回の治療の終了毎に、その治療が終了した日から起算して（治療終了日を含む） 60日以内または年度の末日のどちらか早い日 ※年度の末日とは、令和4年3月31日です。	申請期限を過ぎての申請は受理できません。 やむを得ない理由により申請期限以内に申請ができない場合は、申請期限内に水戸市保健所までご相談下さい。

○申請に必要な書類等

水戸市の様式でご記入ください。

要件が確認出来ない場合は、下記の書類以外が必要になる場合があります。

全 員 必 要	1	一般不妊治療等補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
	2	不妊検査及び一般不妊治療受診等証明書（様式第2号） <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に作成を依頼してください。 ・医療機関が他院に依頼し実施した検査・治療・投薬（院外処方）の治療費についても他院分の領収書や明細書を持参し、合算額を記載してもらってください。 ・夫婦で別医療機関に受診した場合、それぞれの医療機関で記入してもらってください。
	3	領収書・明細書 申請に係る一般不妊治療（検査）分（受診等証明書に記載された治療期間内のすべて）の原本と原本のコピー（原本は確認後お返しします） <ul style="list-style-type: none"> ・入院時の差額ベット代，食事療養費，文書料，処方箋によらない薬（サプリメント等），医療機関以外で受けた治療費等は助成対象外です。 ・主治医が他院等に依頼して行った検査・治療・投薬がある場合は，その領収書・明細書も持参してください。
省 略 で き る 場 合 あ り	4	戸籍謄本（発行から3か月以内のもの，マイナンバー記載のないもの） <ul style="list-style-type: none"> ・新規申請の方，事実婚関係，夫婦のどちらか一方が水戸市に住民票がない場合 ・住民票の記載内容でご夫婦の婚姻関係が確認出来ない場合（ご夫婦の住所が異なる，住民票で夫婦であることが確認出来ない場合等）は申請ごとの添付が必要です。
	5	世帯全員の住民票（発行から3か月以内のもの，マイナンバー記載のないもの） <ul style="list-style-type: none"> ・ご夫婦それぞれの「続柄」「戸籍筆頭者」を省略しないもの。 ・水戸市に住民票があり，申請書にて公簿による確認について「同意する」場合は省略することが出来ます。 ・夫または妻が水戸市外に住民票がある場合，申請ごとの添付が必要です。
の 該 当 者	6	事実婚関係における申立書（別紙）

《書類の取得方法》
 1.2.6 …… 市保健所
 市ホームページ
 4 …… 本籍地のある市町村
 5 …… お住まいの市町村

【申請場所】水戸市保健所 地域保健課

【水戸市ホームページをご覧ください】

水戸市 一般不妊治療 [検索](#)

申請書のダウンロードや申請に関するご案内等の情報を記載しております。



【問合せ】

水戸市保健所 地域保健課

電話 029-243-7311

相談窓口

茨城県不妊専門相談センター

不妊や不育症で悩んでいる方のための専門の相談センターです。産婦人科医・泌尿器科医・カウンセラー・助産師が無料で相談をお受けしています。県内2か所（県央地区・県南地区）で個別面接相談等を実施しています。平日や夜間に完全予約制で開設しています。詳しくはお問合せください。

相談受付・お問合せ先：茨城県不妊専門相談センター 茨城県産婦人科医会

電話 029-241-1130（月～金 午前9時～午後3時）